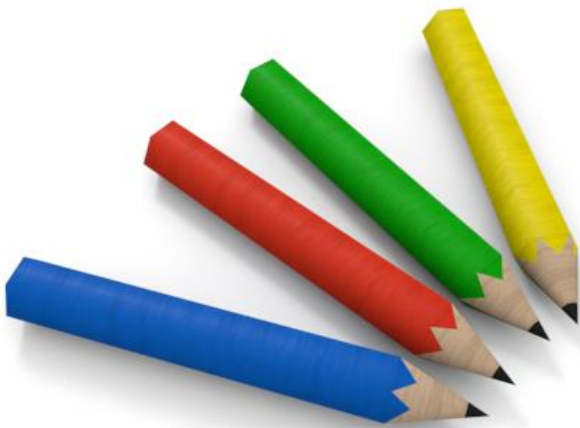




ひとり親家庭看護学校受験学習支援

看護学校進学相談支援



特定非営利活動法人 **Toppa**

Toppa の理念

シングルマザー・ファザーなどのいわゆる社会的な弱者は、経済的面や子育ての面など悩みが多い。当法人はかかる保護者の経済的自立と経済的安定、保護する子女の学力向上を目指し、就学・就労について、学習支援・相談支援・就職支援を行う。

①保護者・その保護する子女の看護系学校進学のための受験指導支援

医療系の人材不足という現状を考察すると、看護師をはじめとする医療系の資格を対象者が取得することで、両者の問題解決に寄与できると考える。

数ある専門学校の中で看護系専門学校への支援金や助成金の制度はかなり充実している。しかしながら入学試験を突破する実力がないと諦められる方が多い。当法人は、基礎学力のとりもどしと、看護系学校の受験指導を支援し、対象者が医療系の国家資格を取り、経済的に安定をしていただくことを目的とする。



ひとりでも多くの方が看護師の資格を取り、人の一生に関わる重要な職業である看護師として活躍していただければと願っています。

私たちは、少しでもお役に立てるよう精一杯頑張らせていただきたいと思います。

宜しく願い申し上げます。 理事 野田佳裕



個別指導 の形態をとり、**一人ひとりに合った指導** を行っています。

Toppa の特徴

◇ 個別指導

一斉授業ではありません。経験豊富な講師陣が、一人ひとりに合わせた個別指導を行います。

◇ オリジナルテキスト

全コースにおいて、基礎から受験まで対応できるオリジナルテキストを完備。

学習の進捗状況などを考慮し、必要に応じて使用しています。

◇ 直線的学習法

『全体を掴んでから細部を学習する』指導方法を採用。短期間でも、高い学習効果が期待できます。

◇ 面接・小論文指導もバッチリ

面接試験、小論文が初めての方にも、基礎から丁寧に指導します。

◇ 進学相談

学習・進路相談など、随時受け付けております。

◇ 利便性

JR 水前寺駅の目の前に位置し、通学にとっても便利です。

ZOOM での指導ができます。

◇ 時間曜日を変更できます。

合格するために私たちは全力を尽くします。しかしながらお仕事のシフトなどで時間帯が合わないこともあります。可能な限り柔軟に日程時間帯を調整します。



❀ 変わらない看護師のニーズの高さ!

・ 3人に1人は高齢者……2030年日本人の3人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えます。

看護師の活躍の場は、病院だけでなく、老人ホーム訪問看護などの分野で看護師のニーズはさらに高くなります。

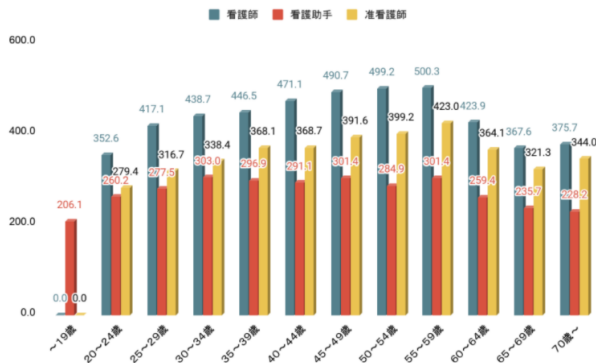
・ 地方の医師看護師の不足……地方の医師看護師不足による医療サービスの不足が問題となっています。

認定看護師など専門知識を持った看護師のニーズはますます高くなります。

❀ 女子高校生のなりたい職業 1位は看護師

女子高校生のなりたい職業	
1位👑	看護師 14.6%
2位	教師 8.8%
3位	保育士・幼稚園教諭 7.2%
4位	公務員（国家・地方、警察・消防・自衛官）6.2%

❀ 看護師の平均年収は 438万円(30～34歳)446万円(35～40歳)



❀ 看護師のメリット

・ 需要が高く、一度資格を取得すれば、ほぼ確実に仕事ができる。

看護師全体の病院や診療所に勤務する看護師は全体のおよそ80%を占めています。

それ以外に保育園（こども園）・介護施設高齢者向け施設・訪問看護・一般企業の産業看護師・

健診センター献血ルームなど子育てを含めワークライフバランスを考えて様々な場所で働きやすいという特徴があります。

・ 専門性の高い仕事なので、一般の仕事に比べて給料が高い場合が多い。

・ 就労の条件を出しやすく、転職もしやすい。

正社員だけでなく、パート、派遣など、さまざまな働き方があり上記の職種を選択することができます。

ひとり親家庭看護受験支援

看護師は経済不況に強く、年齢に関わらず求人が多く、地方でも就労の場が多いと言われています。本事業では、ひとり親家庭の保護者および児童生徒「看護学校に行きたいけど、学力が心配。」という方を対面指導またはオンラインでサポートします。

- 対象：
- ・ひとり親家庭の保護者および児童生徒。【定員】15名
 - ・正看護専門学校、准看護専門学校、医療看護専門学校、医療看護大学受験を希望し、看護師として働く意欲のある方。

内容	週1回
テキスト	6,000円(初回)
解説動画視聴	無料
対面指導 または ZOOM による指導	週1回 3時間 ×4回/月 月謝 10,000円※
Line による質問受付	無料



※生活保護世帯の方や経済的に厳しい方は減免します。ご相談ください。

- 指導方法：
- ①事業所に近い方は個別指導を行います。
 - ②遠隔地の方は LINE と Zoom を使ったオンラインでの指導を行います。
※ネット環境が必要です。※映像に映るのが苦手な方はカメラをオフにして音声だけの指導ができます。
 - ④ テキストの説明用動画を視聴し、テキストを解いてわからないところを ZOOM または LINE で解説します。
- 期間：
- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日の間のお申込みから志望校受験までの期間
 - ・受講者の受講平均は3~6か月程度です。学習状況により異なります

NPO 法人 Toppa

問合せ先： 【事務局】 〒862-0950 熊本市中央区水前寺 3-1-3 NPO 法人 Toppa (江原予備校 3F)
☎096-382-6761 FAX096-385-2444 mail kogen@coast.ocn.ne.jp

指導曜日時間帯： 週1回3時間指導

平日 月曜日から金曜日午後7時から9時50分 土曜日は午前10時から午後12時50分
上記の曜日時間帯のうち週1回3時間の指導を選択できます。

※曜日時間帯は日程を調整させていただきます。ご了承ください。

看護受験相談支援

看護学校の費用はどのくらいかかる?受験はどんな科目?どれだけ難しいの?
ひとり親家庭の支援制度はどんなものがあるの?どこに相談すれば?

みなさん「わからないことばかり」とお困りになられています。

Toppa は次の相談支援を行います。お気軽にご相談ください。

- ①ひとり親家庭の給付金・奨学金などの情報の提供をします。
- ②看護学校の費用や受験情報・面接試験情報を提供します。
- ③現在の状況を判断し、受験合格までの学習の進め方を指導します。

ご相談は Toppa 事務局までお願いします。

※ご来所・ZOOM 会議・お電話などでの相談となります。HP よりご予約ください。

【ひとり親家庭の看護学校受験説明会の実施】

○お住まいの地域の「看護師に興味がある方」が複数おられた場合、
お住まいの地域の公的機関で「ひとり親家庭看護学校受験(費用と支援金・看護学校情報)に
ついての説明会」を開きます。現地での説明会または ZOOM 会議となります。
必要である場合は Toppa HP よりご連絡ください。

【ひとり親家庭の支援金・給付金貸付について】

・ 高等教育の修学支援新制度



給付金シミュレーション



・ ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金



・ 看護師看護師等修学資金貸与



* 病院によっては病院給付金として看護学校の費用を負担してくれる病院があります。

QandA

Q1. 看護学校の費用はかなり高いのでは？

A: **高等教育新支援制度**が始まりました。ひとり親家庭の「**高等職業訓練促進給付金等事業**」や各都道府県では「**看護師看護師等修学資金貸与**」また、「看護学生奨学金貸付制度」を行っている病院もあります。他専門学校の費用負担と比べるとかなり有利です。 看護師を目指す方は是非ご利用ください。

Q2. ほとんど忘れまして。大丈夫でしょうか？

A:大丈夫です。ほとんどの方が合格されました。

小学校の分数の計算や中学校の方程式やルートの計算をほとんどの方が忘れていきます。

そんな方のためにテキストを作りました。しっかりと空いた時間に取り組んでいただければ大丈夫です。

Q3. どんな支援ですか。

A: 事務局に来られる場合は対面での個別指導です。遠隔地の方はオンラインの学習支援です。

中学の基礎から学習します。どちらも同様の効果が現れます。これまでほとんどの方が合格しています。

Q4. 無料ですか？

A:いいえ、月謝制です。月謝は10,000円です。

生活保護世帯の方や経済的に厳しい方はご相談ください。状況に応じ減額または免除することがあります。

Q5. 体験できますか。

体験授業は無料です。お申込み・お問い合わせはHPから

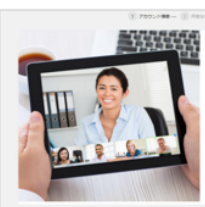
【合格体験記】熊本駅前リハビリテーション学院 看護科 <シングルマザーのお母さま>
小数分数から始めました。はじめは間に合うか心配でしたが、先生方が丁寧に教えてくださり、徐々に公式を覚え過去問もたくさん解きました。ひとりではどのような勉強をしていかなかったときに先生方に出会えて本当に良かったです。働きながら子育てをしながらでつらいときもありましたが、「大丈夫頑張りましょう」と何度も支えていただきました。ありがとうございました。

看護学校受験 遠隔地の生徒の指導手順

①解説動画
<https://youtu.be/XtyCDCVmjkx>

②テキスト
自宅演習

ZOOMで質問
面接対策



③確認テスト

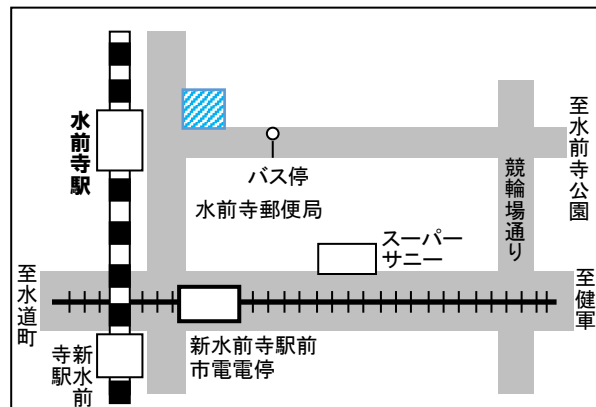
④Lineで添削
データ送信



特定非営利活動法人 Toppa トツパ
【事務局】 〒862-0950
熊本市中央区水前寺 3-1-3 江原予備校内 3F
TEL 096(382)6761

<https://toppaonline.com>

mail : kogen@coast.ocn.ne.jp



駐車場(面談などの時) 下記駐車場をご利用ください。。

- ・ 水前寺駅(パーキングメーター) 20分無料, 60分100円 収容台数6台
- ・ 水前寺立体駐車場 60分100円, 12時間最大700円 収容台数208台

①高等教育の修学支援新制度

・授業料等減免(私立看護専門学校)の場合

入学金の減免					授業料等の減免					A) 入学金授業料等減免合計		
高等教育の修学支援新制度	減免率	年間減免上限	単位	3年間全合計	単位	減免率	年間減免上限	単位	3年間全合計	単位	3年間合計	単位
年収270万円以下(住民税非課税世帯)	1	16	万円	16	万円	1	59	万円	177	万円	193	万円
年収300万円以下	2/3	16	万円	11	万円	2/3	39	万円	78	万円	89	万円
年収380万円以下	1/3	16	万円	5	万円	1/3	19	万円	19	万円	24	万円

・給付型奨学金(私立看護専門学校)の場合

給付型奨学金(私立看護専門学校の場合) 自宅生					給付型奨学金(私立看護学校の場合) 自宅外生					
高等教育の修学支援新制度	減免率	年間減免上限	単位	B) 3年間全合計	単位	減免率	年間減免上限	単位	C) 3年間全合計	単位
年収270万円以下(住民税非課税世帯)	1	32	万円	96	万円	1	52	万円	156	万円
年収300万円以下	2/3	21	万円	64	万円	2/3	35	万円	104	万円
年収380万円以下	1/3	11	万円	32	万円	1/3	17	万円	52	万円

高等教育の修学支援新制度(自宅生)	A) 入学金授業料等減免合計	単位	B) 給付型奨学金(自宅生)	単位	合計	単位
A) 年収270万円以下	193	万円	96	万円	289	万円
B) 年収300万円以下	89	万円	64	万円	153	万円
C) 年収380万円以下	24	万円	32	万円	56	万円

高等教育の修学支援新制度(自宅外生)	A) 入学金授業料等減免合計	単位	C) 給付型奨学金(自宅外生)	単位	合計	単位
A) 年収270万円以下	193	万円	156	万円	349	万円
B) 年収300万円以下	89	万円	104	万円	193	万円
C) 年収380万円以下	24	万円	52	万円	76	万円

②熊本県看護師等修学支援金

	貸与金	単位	各月額	3年間合計	単位
国公立	#####	円		1,152,000	円
民間立	#####	円		1,296,000	円

	募集人員	初年度	単位	3年間総額	単位	納入方法	専門実践教育訓練給付金	高等教育新支援制度
熊本医療センター附属看護学校	40		77 万円	190 万円		45万円×2分割	×	○
熊本市医師会看護専門学校	60		114 万円	260 万円		66万円×2分割	○	×
熊本看護専門学校	80		126 万円	290 万円		月謝制48,000円×12か月	○	○
熊本駅前リハビリテーション学院 看護科	80		120 万円	290 万円		72万円×2分割	×	○
中央リハビリテーション学院	80		150 万円	330 万円		初年度 150万円 授業料は約72万円/年は、2分割～10分割で納入可。	×	○
上天草看護専門学校	40		75 万円	160 万円		初年度 75万円 授業料 約30万円/年は、2回分割女子寮2.5万/月(食事なし)	○	○
熊本労災看護専門学校	40		72 万円	160 万円		・初年度 約72万円 ・授業料は、月謝制 ¥30,000/月×12月男女寮あり。生徒全てに奨学金貸与される。3年間労災病院に勤務すれば返済免除	○	×
本渡看護専門学校	20		70 万円	160 万円		・初年度 約70万円 ・授業料 約30万円/年は、2回分割にて。	○	○

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税増徴による財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算額 4,882億円
 授業料等減免 2,528億円
 給付型奨学金 2,354億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る交付金(1,524億円)は含まない

国・地方の所費額 5,274億円

授業料等減免
 ○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立	私立
大学	入学金 約28万円 授業料 約54万円	入学金 約70万円 授業料 約70万円
短期大学	入学金 約17万円 授業料 約39万円	入学金 約25万円 授業料 約62万円
高等専門学校	入学金 約8万円 授業料 約23万円	入学金 約13万円 授業料 約70万円
専門学校	入学金 約7万円 授業料 約17万円	入学金 約16万円 授業料 約59万円

給付型奨学金
 ○日本学生支援機構が各学生に支給
 ○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立	大学・短期大学・専門学校	私立
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円		
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円		
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円		
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円		

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生
 住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を消すために

支援対象者の要件
 ○進学期は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
 ○大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
 ○子爵正元と親政的教育の(ラ)ス力取れた大学等
 ○経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

1. 「専門実践教育訓練給付金」の概要

<支給対象者>

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者
 専門実践教育訓練の受講を開始した日(以下「**受講開始日**」*)という)に雇用保険の被保険者の方のうち、**支給要件期間****が3年以上*ある方

② 雇用保険の被保険者でない方
 受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内(適用対象期間の延長**が行われた場合には最大20年以内)であり、かつ支給要件期間が3年以上*ある方

* 上記①、②とも、自分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば(平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要)。



<支給額>

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合、下欄の額をハローワークから支給します。

	専門実践教育訓練の受講中	専門実践教育訓練の修了後
支給額(受講者が受取った教育訓練経費**×右欄の割合)	50% [ただし、4千円を超える場合、120万円を超える場合:120万円]	70% [ただし、4千円を超える場合、168万円を超える場合:168万円] [すでに支給した左欄の額との差額が追加支給されます。]

* 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限額となります。
 また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。
 ※平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%(資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%)となります。
 ※10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日(平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。)を起点として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。
 ※法令上最長4年の専門実践教育訓練(専門職大学等、管理栄養士の養成課程)を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間にあける支給上限額168万円(40万円+16万円×3)に4年目受講経費分として上限56万円(40万円+16万円)を上乗せされます。
 ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方(法令上最長4年の専門実践教育訓練の受講開始日以前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方)又は、法令上最長4年の専門実践教育訓練の3年目の受講が終了した際に、3年目の最後の給付金に替って算出する算出日数が、基本半額の算出日数の50%(3年目の最後の支給単位の半日において60歳から64歳の者については45%)に算出日数における額以上である方(高収入の在職者)については、給付上限額を超過の対象外となります。